

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 三甲野 隆優
(J A S D A Q コ ー ド 7 9 1 8)
問 い 合 わ せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 正部一行
電 話 番 号 03-5155-6801

内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当会社の総務・人事グループにおいてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同グループを中心に当会社およびグループ各社の役職員教育等を行う。内部監査部門（以下、内部監査室）は、総務・人事グループと連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに各社所管業務に付随するリスク管理について、新たに設置する、当社の執行役員及び各社の部門責任者を構成員とする内部統制委員会が行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は各社毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理システムを用いる。

- (1) 職務権限規程の策定
- (2) 取締役・執行役員を構成員とする経営会議・戦略会議の設置
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、社長会・戦略会議及び新たに設置する内部統制委員会が、当会社およびグループ各社の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- (2) 当社取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及び、その内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は各業務執行取締役及び、代表取締役会長、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

以 上